

県
税
事
務
所
受
付
印市
役
所
・
町
村
役
場
受
付
印

< 記入例 >

通信日付		年 月 日		年 月 日提出			
不動産を 取得した方	住所 又は所在地	〒310-8555 水戸市笠原町978-6			共有で取得した場合は、取得者全員の 住所・氏名等を記入してください。		
	氏名 又は名称	(フリガナ) イバラキタロウ イバラキハナコ 茨城太郎 茨城花子					
	個人番号又は 法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載 してください。 太郎 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 花子 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8					
前所有者	住所 又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 ●●市◇◇1-2-3			電話番号 029 (301)1111		
	氏名 又は名称	〇〇不動産(株)					
取得した 不動産	所在地	地積	種類及び用途 (○で囲む。)	取得原因 (○で囲む。)	取得年月日	登記年月日	
	水戸市大字笠原町 字千波山978番6、978番7	185.25 m ²	住宅用地・その他の宅 地・雑種地・山林・農地・ その他※	売買・贈与・ 交換・代物弁済・ その他※	令和7年1月1日	令和7年1月1日	
	登記事項証明書などを参照し、正 確な地番(大字・小字のあるもの) を記入してください。		住宅用地・その他の宅 地・雑種地・山林・農地・ その他※	売買・贈与・ 交換・代物弁済・ その他※	年 月 日	「取得年月日」には、次頁の4を参照して、移転登記等が なされたときでなく、契約に基づき土地の所有権を移転 するとした日(契約上にその日が明示されていない場合 は契約日)等を記入してください。	
					年 月 日	「登記年月日」には、 登記申請の受付日を 記入してください。	
家屋	所在地	床面積	構造 (○で囲む。)	用途 (○で囲む。)	取得原因 (○で囲む。)	取得年月日	登記年月日
	同上978番6	135.02 m ²	木造・軽量鉄骨造・ 鉄筋コンクリート 造・鉄骨造・コンク リートブロック 造・その他※	住宅・併用住宅・ 店舗・工場・ 倉庫・事務所・ その他※	新築・増築・ 改築・売買・ 贈与・交換・ その他※	令和7年 10月30日	令和7年 10月30日
	登記事項証明書などを参照し、例えば住 宅の場合は全ての階の床面積と住宅用 付属屋の床面積を合計したものを記入し てください。		木造・軽量鉄骨造・ 鉄筋コンクリート 造・鉄骨造・コンク リートブロック 造・その他※	住宅・併用住宅・ 店舗・工場・ 倉庫・事務所・ その他※	新築・増築・ 改築・売買・ 贈与・交換・ その他※	年 月 日	「取得年月日」には、次頁の5(1)を参照して、新築の場合 は最初に使用した日又は譲り受けた日等を、新築の場合 以外には契約に基づき家屋の所有権を移転するとした 日(契約上にその日が明示されていない場合は契約日) 等を記入してください。
			木造・軽量鉄骨造・ 鉄筋コンクリート 造・鉄骨造・コンク リートブロック 造・その他※	倉庫・事務所・ その他※	贈与・交換・ その他※	年 月 日	年 月 日
特例該当の有無	地方税法第73条の14による課税標準の特例 (住宅の特例控除)	1	住宅部分の床面積が50m ² (当該専有部分又は独立的に 区画された一の部分が貸家の用に供されるものである 場合にあっては40m ²)以上240m ² 以下の住宅を建築した (未使用の新築住宅の購入を含む。)		増築の場合 は記入し てください。	増築前の 床面積	主たる家屋の 新築年月日
	該当する・該当しない					m ²	年 月 日
	※該当する場合は、右 記の該当する番号を○ で囲んでください。	2	住宅部分の床面積が50m ² 以上240m ² 以下の自己の居住 の用に供する耐震基準適合既存住宅を取得した。		家屋番号	既存住宅	次頁の6(2)、7 及び8を参照し て、該当箇所 に○を付けて ください。
地方税法第73条の24による住宅用土地の減額				該当する・該当しない			
地方税法第73条の27の2による耐震基準不適合既存住宅の減額				該当する・該当しない			
備考		※「その他」を○で囲んだ場合には、具体的に記入してください。					

茨城県 水戸 県税事務所長 殿

- 不動産を取得された方は、当該不動産を取得した日から60日以内に当該不動産の所在地を管轄する市町村の固定資産税担当課又は県税事務所へこの用紙に記入の上申告してください(茨城県県税条例第41条の7)。記入に当たっては、裏面を御覧ください。
- 控えを希望される方は、切手を貼った返信用封筒を添えて提出してください。

(裏)

不動産取得の申告について

- 不動産の取得とは、不動産の所有権を取得することをいい、所有権に関する登記の有無、有償・無償の別には関係ありません。
- 1 申告しなければならない方(取得の日から60日以内に不動産登記法第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記申請をした場合を除きます。)
 - (1) 土地又は家屋を相続以外の方法(売買、贈与、交換、代物弁済、払下等)で取得した方
 - (2) 家屋を建築(新築、増築、改築)した方
 - 2 不動産取得申告書の申告期限及び提出先
 - (1) 申告期限………不動産を取得した日から「60日」以内(茨城県県税条例第41条の7)
 - (2) 提出先………不動産の所在地を管轄する市町村の固定資産税担当課又は県税事務所
 - 3 「前所有者」の欄には、登記には関係なく、あなたに直接譲渡した方を記入してください。
 - 4 「土地」の欄の「取得年月日」は、売買契約等により実際に土地の所有権を取得した日を記入してください。ただし、農地の取得については、農地法第3条又は第5条の規定による知事等の許可(届出)があつた日を記入してください。
 - 5 「家屋」の欄の「取得年月日」の欄には、新築家屋は、最初に使用した日若しくは譲り受けた日又は新築された日から6月(住宅にあつては1年)を経過した日のいずれか早い日を記入してください。新築の場合以外は、売買契約等により実際に家屋の所有権を取得した日を記入してください。
 - 6 「地方税法第73条の14による課税標準の特例(住宅の特例控除)」の欄は、次の要件に当てはまる場合に該当する番号に○を付けてください。「1」・「2」の番号のいずれかに該当する場合には、住宅に係る不動産取得税の軽減措置が受けられます(茨城県県税条例第41条の8の2)。
 - (1) 住宅を新築・増築し、又は新築未使用の住宅を購入した場合
 - ・新築した住宅において、1戸につき住宅部分の床面積が50㎡(共同住宅等にあつては独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては40㎡)以上240㎡以下であること。
 - ・住宅を新築後1年以内にその住宅と一構となる住宅部分を新築・増築し、かつ、その部分を含めた住宅部分の床面積が50㎡(共同住宅等にあつては独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては40㎡)以上240㎡以下であること。
 - (2) 耐震基準適合既存住宅を取得した場合(次の全ての要件に当てはまる場合に限る。)
 - ・人の居住の用に供されたことがある住宅で、自己の居住の用に供しているものであること。
 - ・1戸につき住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下であること。
 - ・次のア又はイに該当すること。
 - ア 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること。
 - イ 取得した日前2年以内に建築士等が行う耐震診断によつて耐震基準(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準をいう。以下同じ。)に適合していることが証明されているものであること。

※ 住宅には、居宅兼店舗などの併用住宅も含まれます。また、住宅の床面積には、住宅用の車庫や物置など付属建物の床面積も含まれます。

※ 耐震基準適合既存住宅を取得された方は、アの場合は「住宅の登記事項証明書(写しも可)」等を、イの場合は「耐震基準に適合することの証明書類」等を提出してください。
 - 7 「地方税法第73条の24による住宅用土地の減額」の欄は、次の条件に該当する方は「該当する」に○を、該当しない方は「該当しない」に○を付けてください。
 - (1) 新築住宅用土地の取得に対する不動産取得税の減額について
 - ・土地を取得してから3年以内に、その土地に特例適用住宅【6(1)を参照してください。】を新築したとき。
 - ・土地を取得した日前1年以内に、特例適用住宅を新築していたとき。
 - (2) 耐震基準適合既存住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額について
 - ・土地を取得してから1年以内に、その土地に耐震基準適合既存住宅【6(2)を参照してください。】を取得したとき。
 - ・土地を取得した日前1年以内に、その土地に耐震基準適合既存住宅を取得していたとき。
 - 8 「地方税法第73条の27の2による耐震基準不適合既存住宅の減額」の欄は、次の条件に該当する方は「該当する」に○を、該当しない方は「該当しない」に○を付けてください。
 - ・平成26年4月1日以後に耐震基準に適合しない住宅を取得し、取得の日から6月以内かつ入居前に耐震基準に適合するための改修を実施したものであること。
 - ・耐震基準に適合することの証明を受けたものであること。
 - ・人の居住の用に供されたことがある住宅で、自己の居住の用に供しているものであること。
 - ・1戸につき住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下であること。
 - 9 「備考」の欄は、次により記載してください。
 - (1) 「土地」の欄の「種類及び用途」・「取得原因」の欄、あるいは「家屋」の欄の「構造」・「用途」・「取得原因」の欄において、「その他」を選んだ場合に、具体的に記入してください。
 - (2) 不動産を取得したことに関係することで、ここまで記入したこと以外に、県税事務所へ報告することがある場合は、記入してください。